

## 働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業経営者の意識改革を行い、職場環境を改善することで定着率の向上を図り、その定着実績を広く周知し、もって採用力の向上に繋げることで定着から採用まで一貫した取り組み（「地域で人を育成・採用する仕組み」）を構築し、これらの取組みを広く情報発信することで、人材・労働力が流れる好循環を創る者に対して、別表第1に定める補助対象経費等について補助金を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の条件をすべて満たす者の中から選定する。

- (1) 所在地が新潟市内の団体等であること
- (2) 新潟市内に所在する複数の事業所で構成される団体等であること。なお、構成する事業所数は20社程度を目標とすること
- (3) 団体等を構成する事業所が次表に掲げる中小企業基本法の中小企業者の定義に該当していること

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

- (4) 団体等の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること
- (5) 団体等に代表者が置かれているほか、事務局が整備されていること
- (6) 上記(4)、(5)を有しない団体等については、提案時の提出書類等において、団体の目的・体制等を明らかにすることができ、かつ本補助事業にかかる連絡体制を構築できる団体等であること
- (7) 団体等及び団体等を構成する事業所が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (8) 団体等及び団体等を構成する事業所の国税または新潟市税の滞納がないこと
- (9) 団体等及び団体等を構成する事業所に社会保険料の滞納がないこと
- (10) 団体等及び団体等を構成する事業所に本補助対象者を選定する選定委員会の委員が所属

していないこと

(1 1) 団体等及び団体等を構成する事業所に以下に該当する者がいないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(1 2) 団体等または団体等を構成する事業所に暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者がいないこと

(1 3) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）でないこと

(1 4) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）でないこと

(1 5) 団体等または団体等を構成する事業所で会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生の手続きがされていないこと

(1 6) 団体等及び団体等を構成する事業所が、国または地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていないこと

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金の対象となる経費等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第 1 号による補助金交付申請書に別表第 2 に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、別記様式第 2 号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第 6 条 補助事業者は、補助対象事業を変更又は中止する場合は、あらかじめ別記様式第 3 号による補助対象事業変更承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、別記様式第 4 号による補助対象事業変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第 7 条 補助事業者は、別記様式第 5 号による補助事業実績報告書に別表第 2 に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期限内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 6 号による補助金交付決定確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 団体等及び団体等を構成する事業所が市税の納付を怠ったとき。
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年度新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (6) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、別記様式第7号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第8号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となる事業に係る収入、支出等を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費		詳細	補助額及び限度額	補助金交付対象期間
(1) 経営者の意識改革セミナーにかかる事項  (2) 定着率向上にかかる事項  (3) 採用力向上にかかる事項  (4) 上記(1)から(3)の事業の広報にかかる事項	人件費	事業を行うために必要な経費であって、当該事業に専従する雇用者に限る		補助対象経費の1/4(千円未満の端数切り捨て)とし、当該年度の予算額を上限額とする。ただし、参加企業数が20社に満たない場合は、参加企業1社あたり1.5万円を限度とし、参加企業数に1社あたりの限度額を乗じた額を上限額とする	第5条における交付決定の属する年度の2月末日までを限度とする
		事業費	報償費		
	通信運搬費		本事業の遂行に必要な郵便代、通信費、運送料として支払われる経費		
	賃借料		事業の実施に必要な会場等の賃借料として支払われる経費		
	消耗品費		事業の実施に必要な物品であって備品費(取得価格が3万円(消費税込)以上かつ耐用年数が1年以上のもの)に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみ使用されるものに限る		
	外部委託費		補助事業者が直接実施することができないもの、または適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。ただし、上記補助対象経費区分に該当するものに限る		
	その他付帯経費		事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。ただし、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの		

別表第2（第4条・第7条関係）

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
市長が別に定める期間内。但し、事業着手前であること	(1) 補助金等交付申請書 (2) 申請団体等を構成する事業所一覧 (3) 事業計画書 (4) 収支予算書 (5) 暴力団等の排除に関する誓約書 (6) 登記事項証明書 (7) その他市長が必要と認める書類	補助事業終了日の1ヵ月以内又は補助金の交付決定に係る年度の2月末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日または土曜日）にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）のいずれか早い日	(1) 補助事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 交付申請時の提出書類のうち、(5)及び(6)は申請団体等及び申請団体等を構成する事業所分を提出すること。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所  
申請者 名 称  
代表者名  
電話番号

補助金交付申請書

働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第4条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称 働きがいのある新潟地域創造事業
- 2 補助対象事業の目的
- 3 補助対象事業の内容
- 4 補助対象経費 円
- 5 交付申請額 円
- 6 補助対象事業の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 7 情報の公表内容、方法

様式第2号（第5条関係）

新雇暮第 号の2  
年 月 日

様

新潟市長  
（担当 雇用・新潟暮らし推進課）

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第4条の規定による交付申請については、同要綱第5条の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付の条件

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所  
申請者 名 称  
代表者名  
電話番号

補助金対象事業変更承認申請書

年 月 日付け新雇暮第 号の2で交付決定のあった働きがいのある新潟地域創造事業補助金事業の内容を変更したいので、働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更後補助対象経費 円

4 変更後交付申請額 円

5 変更予定年月日 年 月 日



様式第4号（第6条関係）

新雇暮第 号の2  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 雇用・新潟暮らし推進課)

補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による変更承認申請書については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 変更後交付決定額 円

4 変更予定年月日 年 月 日

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所  
申請者 名 称  
代表者名  
電話番号

補助事業実績報告書

年 月 日付け新雇暮第 号の2で交付決定のあった働きがいのある新潟地域創造事業補助金事業を完了したので、働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1 補助事業の名称 | 働きがいのある新潟地域創造事業 |
| 2 補助事業完了日 | 年 月 日           |
| 3 補助事業の成果 | 別紙実績報告書のとおり     |
| 4 補助事業の収支 | 別紙収支決算書のとおり     |
| 5 情報の公表状況 | 別紙実績報告書のとおり     |

様式第6号（第8条関係）

新雇暮第 号の2  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 雇用・新潟暮らし推進課)

補助金交付決定確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった働きがいのある新潟地域創造事業補助金について、働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 交付済額	円
3 交付確定額	円

様式第7号（第9条関係）

新 雇 暮 第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 雇用・新潟暮らし推進課)

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新雇暮第 号の2で交付決定のあった働きがいのある新潟地域創造事業補助金について、働きがいのある新潟地域創造事業助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1 交付決定年月日および交付決定番号

年 月 日 新雇暮第 号

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

4 取消理由

様式第8号（第9条関係）

新 雇 暮 第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 雇用・新潟暮らし推進課)

補助金返還命令書

年 月 日付け新雇暮第 号の2で金額の確定した働きがいのある新潟地域創造事業補助金について、働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 交付決定年月日および交付決定番号

年 月 日 新雇暮第 号

2 交付済額 円

3 返還額 円

4 返還理由

5 返還期限 年 月 日まで